現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(10) 円	(21) 円
	経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者等（施行規則第１条第12項第２号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11) 円	(22) 円

特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 円
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円

認定申請基準事業年度終了の日以前の５年間（相続の開始の日前の期間を除く。）に経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) 円
		損金不算入となる給与	(28) 円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28)) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26) %
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）	円		

やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合

該当した日	年　月　日
その事由	
解消見込時期	年　月頃

（別紙２）

認定中小企業者が常時使用する従業員の数及び特別子会社について

１　認定中小企業者が常時使用する従業員の数について

常時使用する従業員の数		相続の開始の時 (a)+(b)+(c)-(d) 人
	厚生年金保険の被保険者の数	(a) 人
	厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である従業員の数	(b) 人
	厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	(c) 人
	役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d) 人

２　相続の開始の時以後における特別子会社について

区分			特定特別子会社に　該当 / 非該当
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額			円
常時使用する従業員の数			人
総株主等議決権数			(a) 個
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
			(b) 個 (b)/(a) %

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第六条第二項第八号、第十号、第十二号（ト(5)を除く。）及び第十四号（ト(5)を除く。）、第三項（同項の表第二十条第二項、第五項、第九項、第十一項及び第十三項の項を除く。）、第九項並びに第十二項の表の規定は、この省令の施行の日以後に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した場合に適用し、同日前に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得をした場合は、なお従前の例による。